

逗子葉山ラグビースクール規則

第1条（名称及び所在地）

本スクールは「逗子葉山ラグビースクール」（以下「スクール」）と称し、本部を校長宅に置く。

第2条（目的）

ラグビーフットボールを通じて、子どもたちの心身の健全な育成と協調性の発達を図り、次世代を担う人材を育て、地域の活性化に貢献することを目的とする。

第3条（事業）

前条の目的を達成するために、次の活動を行なう。

- (1) ラグビーフットボールの練習、試合、合宿及び他のチームとの交流。
- (2) 野外活動
- (3) その他、目的を達成するために必要な事業。

第4条（生徒）

スクールは、次の者を生徒とする。

- (1) 幼児、小学生、中学生。
- (2) 所定の手続きを経て、校長が承認した者。

第5条（指導員）

指導員の資格は、所定の手続きを経て、校長が承認した者に与えられる。

第6条（役員及び任務）

スクールには、次の役員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 副校長 1名
- (3) 顧問 1名

校長は、スクールを代表し、会務を統括する。

副校長、顧問は、校長をサポートする。

校長のサポートとして、事務長、会計を置くことができる。

第7条（年会費）

生徒は、定められた年会費を納入しなければならない。

第8条（経費の負担）

スクールの運営に要する経費は、年会費及びその他の収入をあてる。

また、スクールの活動に参加するために要する経費は生徒の自己負担とする。

第9条（登録及び保険）

生徒及び指導員は、スクールが加入するスポーツ傷害保険に申し込まなければならない。

万が一不慮の事故が起きた場合は、スクール加入のスポーツ傷害保険の補償内とする。

第10条（資格の喪失）

生徒、指導員として相応しくない行為があった場合、役員会が決議の上、資格を取り消すことができる。

第11条（その他）

この規則に定めるもののほか、スクールの運営に関し必要な事項等は別に定める。

（附則） この規則は、2011年10月30日から施行する。